

令和2年度 第2回 静岡県人権会議

日 時：令和3年3月24日（水）10:30～11:45
場 所：静岡県総合社会福祉会館7階703会議室

1 開会

・福祉長寿局長のあいさつ

○山内局長

福祉長寿局長の山内でございます。

本日は、年度末で御多用中にもかかわらず、御出席くださりまして、誠にありがとうございます。

本年度、第2回人権会議の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年末、当会議会長でありました齋藤安彦様が、御逝去されました。

齋藤様は、平成9年の静岡県人権会議の発足当初から委員を務められ、副会長として3期6年、会長としましては、5期9年という長きに渡り、県の人権に関する施策への御意見・御提言をいただいております。

これまでのお力添えに対し、感謝を申し上げるとともに、謹んで哀悼の意を捧げるものであります。

さて、「人権の世紀」と呼ばれる21世紀においても、未だに、児童虐待やDVなどの身体・生命の安全に関わる事象や不当な差別が存在し、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染した方や医療従事者、その家族に対する誹謗中傷などの人権侵害も生じています。

こうした様々な人権問題に対し、本県においても、関係課を中心に、関連施策を総合的に推進していくとともに、静岡県人権啓発センターを拠点に、静岡県教育委員会等とも連携しながら、家庭、学校、職場、地域社会など、あらゆる場で人権教育・人権啓発に粘り強く取り組んでいくことが、重要であると考えております。

本日の人権会議では、策定に当たり、委員の皆様にご協力をいただきました。「静岡県人権施策推進計画(第3次改定版)」について、また、静岡県人権啓発センターの令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画(案)について、説明させていただきます。

本日は、限られた時間ではありますが、よろしく願いいたします。

・会長、副会長選任

○事務局

第12期の会長でありました齊藤委員が御逝去されたことから、会長が不在となっております。このため、本会議の設置要綱第5条第1項の規定により、委員の互選により選任することになりますので、委員からの推薦をお願いします。

○角替委員

現副委員長である、犬塚委員にお願いしたい。

○全委員

(拍手にて賛同)

○事務局

各委員に御異議がないようですので、会長を犬塚委員にお願いいたします。

続いて、設置要綱第6条第1項の規定により、副会長は会長の指名によることとなっていることから、犬塚会長に指名をお願いします。

○犬塚会長

では、佐野委員をお願いします。

○事務局

会長の指名により、佐野委員に副会長をお願いします。

2 議事

(1) 静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）（案）について

○事務局

資料1をご覧ください。静岡県人権施策推進計画第3次改定についてであります。

計画改定の背景につきましては、人権3法といわれる平成28年の「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」など各種法律の整備が図られ、施策が展開されている一方で、依然として、DV、児童虐待の発生など、様々な問題が生じていることに加え、近年、性的指向や性自認をめぐる人権問題や刑を終えて出所した人をめぐる人権問題（再犯防止等）などの課題も生じている状況等を踏まえ、計画を改定しようとするものです。計画期間につきましては、令和3年度から7年度までの5年間です。

主な改定点につきまして、2(1)「計画の基本理念に関する指標」は、現計画では、「静岡県は、人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合が50%としておりました。

しかしこれまでの人権会議におきまして、基本理念が『二重の問いかけとなっている』、『「人権意識の定着」が住み良い県につながると考えない場合もある』などの御意見を踏まえまして、今回の改定案では、「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合と、定着度を問う表現に見直しております。

目標値につきましては、前回の人権会議で60%を目指したい旨、説明いたしました。が、その後の人権施策推進本部会議や幹事会などにおいて、基本理念に係る指標を今回見直すので、これまでの実績値の経緯とは別として考えるべきではとの意見があり、また、人権会議におきましても、人権尊重意識の定着度を50%以上にするには、大変難しいことだとの御意見もいただいていることもあり、見直し後の目標値については、県民の2人に1人以上の方に「人権尊重の意識が生活の中に定着した県」と感じてもらえるよう、改定案の目標値は、「50%以上」とするといたしました。

なお、これ以外の個別施策に係る（活動）指標につきましては、基本的には、総合計画や既に策定済みの計画の指標等の中から選んであります。

次に、資料1の2頁目と資料1-3を併せて御覧ください。

A3横長の資料1-3の左側中段の基本理念の枠の中に記載している「基本理念の理想とする目指すべき社会の姿」についてですが、前回会議では、これを「目指すべき方向性」と記載しておりましたが、これは基本理念が目指すべき理想とする社会の姿を補足する趣旨であることから、より分かりやすく、「目指すべき社会の姿」という

記載といたしました。

赤字で表している箇所を、前回会議における人権会議委員からの御意見を受け、一部追記、変更しましたが、その内容については、大きな変更をしておりません。

次に、中央及び右側部分の、施策体系のⅠ、「人権教育・啓発、分野別施策の推進」であります。

こちらは、現行計画における「あらゆる場での人権教育・啓発」という施策を引き続き、継続いたします。その下のⅡ「分野別施策の推進」についてであります。現計画策定後に成立した法制度や新たな人権課題等に対応するため、各分野の見直しを行ったところであります。

一点目としましては、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法といった現行計画後の人権に関する法律等への対応を盛り込みました。二点目としましては、新たな人権課題への対応として、高い再犯者率の中、県再犯防止推進計画を踏まえ、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の解消に向けた(9)「刑を終えて出所した人をめぐる人権問題」、LGBT等への意識の高まりや市町での取組、性的少数者に対する偏見や差別の解消に向けた(10)「性的指向・性自認をめぐる人権問題」、原発被災者への人権侵害等、災害時や災害後における要配慮者に対する人権への配慮等に関する(12)「災害に起因する人権問題」を分野別施策項目として追加いたしました。その他、(6)は項目名案を「多文化共生をめぐる人権問題」としておりましたが、「外国人」という対象としてだけでなく、「生活者や地域住民」という視点で、外国人県民も地域社会の構成員として、県として、国籍や文化の違いを越えた、誰にとっても暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」を目指すうえでの人権の関わりを示すものとして、『外国人県民をめぐる人権問題』と項目名を変更いたしました。

そして、現在も継続して深刻な課題であります、新型コロナウイルス感染症に係る患者や医療従事者、又はその家族に対する誹謗中傷や不当な取扱い等に対する対応について、「感染症患者等をめぐる人権問題」の中に「新型コロナウイルス感染症患者等」の項目を追加しました。その他、「その他の人権問題」に「ホームレスの自立支援」の項目を追加しました。

また、2月12日から3月8日までの25日間に実施しましたパブリックコメントにつきましても、7人の方から18件の御意見をいただきました。具体的な内容につきましては、資料を御参照願います。語句の修正や個別の内容で対応できる6件の御意見につきましても、追加修正などの対応をいたしました。

要望や根本部分や全体的構成に関する残り12件の御意見などに対しましては、県の考えをお示しして修正なしとさせていただきます。

令和3年度からは、この改定しました計画を県民の皆様に広く周知して、より一層の人権教育及び啓発を進めてまいりたいと考えております。

○犬塚会長

質問というか、確認をさせていただきたい。

資料の1-3に改定概要があり、主要政策の改正点として、障害者差別解消推進法と部落差別解消推進法は入っていますが、法律による根拠として、外国人県民をめぐる人権問題に、ヘイトスピーチ解消法の記載も併せて書いてもよいのではないかと思います。

○事務局

現状と課題のところのヘイトスピーチを載せていますが、根拠法として御指摘のとおり記載しておくべきところであると考えます。

○犬塚会長

よろしければそういう対応をお願いしたいと思います。

それと、これは具体的にどうこうということではありませんが、最後のその他の人権問題ということで、ホームレスの問題を記載するとの説明がありました。人権問題という他にもいろいろあり、すべて列記していくことはできないと思いますが、直近の動きとして、新型コロナ感染症拡大も関係してくるわけですけれども、今政府の方でも孤立や孤独に対する支援を、施策として相当重点化してやっていくという、そういう流れもできてきているかと思えます。

いわゆるニートとか、そういった人たちの高齢化といいますか、年齢もかなり中高年に差し掛かったままで、もともと引きこもった状態でおられる方、それからそれだけでなくやっぱりいろんな形で、家族との関わりを持ってなくなってこられた方とか、地域や職場というところとの繋がりも切れてしまっておられるような方々に対する支援が必要な状況に追い込まれてるのではないかって思います。具体的にどういう施策をやるのかってということではないんですが、その他いろいろあるということを示して、今後、より深刻になるであろうという問題に対する視点もなにか入れられればよいのではないかと思います。

○事務局

確かにおっしゃる通り問題は、県としても認識をしており、健康福祉部においても対策に取り掛かるという動きがあります。人権としてもその辺りは十分に配慮すべきということはまことにおっしゃる通りですが、今後の状況で新たな項目としてあげていく必要があるかと思えます。語句としては、現在入れてありませんが、そのあたりも十分に配慮しながら、なるべく人権の立ち位置としましては、広く問題となるものについては認識して、対応すべきところは対応するという姿勢でいきたいと考えています。具体的にどうこうという答えではないところですが、申し訳ございません。

○犬塚会長

ぜひそういった視点を取り入れ、これから実際の動きを注視しながら、機敏に対応していただける体制をとっていただくということが肝心だと思いますので、そこをよろしくをお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょう。

○小谷委員

先ほども少し御説明はいただいているのですが、資料1-3の2の「分野別施策の推進」、(6)の「外国人県民」という表現について、ちょっともう少し、やはりここはとも引っかかるころでして、外国人という表記であったものが、その外国人ということ自体がやや差別的になるかというような話が以前あった気がします。この点につきましては、そもそも日本国籍を持っているけれども、例えば違う文化圏の国で育っ

たがゆえに、日本の社会、生活慣習に慣れていない人達や、すでにもう日本国籍を取得しているけれども、もともとの出身が別の国であったという人とか、そういった人たちをめぐる事柄は、「外国人県民」という表現をしてしまうと、また、あまり好ましくないのではないかと。例えばヘイトスピーチ解消法もここに含めると言われましたが、そもそもあれ自体も、本邦外出身者という、その定義の是非はさておき、少なくとも国籍の部分で人を分類するという事はしておらず、すでに日本国籍を取得しているけれども、そのもともとの出身が、日本国外であったという人たちを取り込んでいるのが、ヘイトスピーチ解消法の基本となっています。そのため、このような外国人県民という言葉でカテゴライズしてしまうと、少し焦点がずれているように見えるのですが、もう少し御説明いただけますでしょうか。

一つの提案として考えたのは、「本邦外出身」と書くと、それもまたわかりにくい気がするので、「外国出身の人」とかそういう形になるのかなとイメージしていました。

○事務局

「外国人県民」という言葉について、特に県において多文化共生の施策として使用しています。定義としては、静岡県に居住している外国人という意味合いで使わせてもらっています。県の施策として、居住している外国人の方への施策を中心に進めているという流れに合わせて、こうした表現をさせていただいたところでございます。

○小谷委員

趣旨はわかりましたが、一つ提案としまして、(7)と(8)は「等」がついていますので、ここの(6)も「外国人県民等」というように、少しそこを広げておいていただければ、すでに日本国籍を取得しており、外国人というカテゴリーには入らないけれども、外見上が一般的に日本人というふうに認識されにくい人々ですとか、いわゆる本邦外出身者で、日本国籍を持っている人といった人たちもカバーできるのかなと思いました。ここに「等」を付けるというのはいかがでしょうか。

○事務局

はい、御意見を踏まえて、対応できるように考えていきたいと思えます。

○ヤマモト委員

私からちょっと、先ほどの「等」を付けるという意見について、ちょっと別の意見を出したいと思えます。ちょっとしつこいかもしれませんが、在日という言葉がなぜ使えないのかっていうことに、ちょっと不思議にずっと思ってきて、在日というのは、住むっていうこと、在住するっていうことと国籍の問題ということも関わってくると思うんです。そこをあえて在日と使わないっていうのは何か別の意味があるのかということをおもってちょっと教えていただきたいと思えます。

○事務局

あえて使わないという意図はないんですが、在日、在留しているという意味合いも含めて、外国人県民とさせていただいたんですが、在日外国人という表現は、ちょっとあまり考えてこなかったようなところがあります。

○藤田委員

メディアのほうで、この言葉がどの程度汎用性があるかという観点から考えてしまうんですけど、先ほど事務局の方からは、県の施策として決めてらっしゃる言葉だったので、外国人県民という言葉を使うことがあるっていうふうにお伺いしたいんですけど、さっき先生がおっしゃったように、法律では、じゃあどう扱われているのかっていう観点を借りるとどうなのかなという点を知りたかったので、例えばNHKが放送でどういう言葉を使うかって言った時にですね、やはり法律にある言葉とか、どの程度一般的に使われるのかっていうことを考えるので、外国人県民の言葉は理解したが、どの程度、国でも使われてるとか、静岡県ということだけでなく、法律の言葉としてどうなっているのかなっていうのが気になりました。皆様からいろいろ御意見が出たので、事務局のご判断かもしれませんが、どの程度わかりやすいとか、或いは、ちゃんと国も使っているとか、県もこの時期から、どういうふうに使っているのかっていうようなことがちょっと分かると、理解も深まるかなと思います。

法律で使われていると、国として使ってる言葉だなという認識しますが、わかりやすいことも重要なので、そういう観点から、御議論いただければと思います。

○事務局

くらし・環境部の多文化共生のところ、ふじのくに多文化共生推進基本計画というものを作っておりまして、その中で、例えばやさしい日本語の普及等、県内に居住する「外国人県民」という言葉を使ったり、この計画案出すときに、そちらのセッションに確認をしたところ、問題ないという確認させていただいています。他県においても、外国人県民という表現を使って、人権の関係であるとか、計画に使用している例というものがあります。

○犬塚会長

ちょっと私の方から、意見という方も含めて、申し上げたい。

まず一つは、先ほどヤマモト先生の方からお尋ねありました在日という表現ですが、これは私は正確ではないので、あくまで、私の知る範囲とか感じる範囲で申し上げるんですが、在日という日本語の表現が使われる場面というのは、やはりいわゆる在日韓国朝鮮人の方々ですね、あの方々に対してのみ、結構特化したような使い方がもう最近、ネット上などでは特にそうですが、されてきつつあるのではないかな。しかもその場合、しばしばヘイトスピーチ的な文脈でこの言葉を差別的に使う人たちもいる。差別的な意味合いで受け止めているかどうかは別として、在日というだけで、そのような特定のグループの方々のみを固定的にイメージしてしまう人が、ちょっと多くなりはないかという気がします。ですので、例えば「在日県民の人」、「在日外国人の人々をめぐる」という言い方をした場合でも、ややちょっとそうしたイメージに絞り込まれ過ぎてしまうようなきらいを感じます。つまり一般の県民のイメージとして、そういう感じがするものですから、そこはあえて在日という言葉を使わない方が、より広く、様々なエスニシティの方々を想起させるのではないかなという気がいたしております。

それから先ほど小谷委員がおっしゃったような形で、外国人県民等をめぐるって

う形で少しく幅を広げるといいますか、カテゴリを大きく取った方がいいというのは、私も賛成です。

法律のことは、専門家の小谷先生や皆さん方がお詳しいと思いますのでお任せします。メディアでの表現も法律に準拠したものであるということももちろん必要でしょうから、そのあたりも法的な根拠に関して云々ということがあれば、また別の、もうちょっとしっかりした言葉が使えてもいいのかもしれないんですが、社会的な観点からの説明で言いますと、外国人県民という表現にして、はっきり静岡県内に居住している人たちというふうに限定をしていくということになってしまうと、例えば、今コロナ禍で、それはほとんど起こらないんですけども、将来的なことを言いますと、いわゆるインバウンドということがあります。居住はしていないだけけれども、一時的に旅行で県内来られる外国の方もコロナ禍以前は非常に多かったし、今後どうなるかわかりませんが、一番極端な場合で言うと、例えば一時的に旅行で静岡県を訪れた外国の方に対して、何か差別的な問題が発生するという可能性がないわけではない。そうすると、その人たちへの人権侵害は、県民ではないのだからと、居住者ではないのだからそれはいいんだという議論になりかねないと思うんですね。

ですからそれはもちろん、この計画の趣旨には反することで、当然そういった差別問題なんか発生した場合はきちんと対応していかなくてはいけない、或いはそういったことは防がなくてはいけないということだと思いますので、その意味で、外国人県民という言葉をお使いになって、まずその居住者というか生活の拠点を静岡県内に置いておられる方々を中心にしていくという点は、これは一つあっていいと思いますが、そこから逆にどうしてもこぼれてしまうというか、そういう可能性がある人たち、例えば一時的な旅行者に対してであってもしっかりと対応しますよという意味では、やはり「等」ということを入れて、少し範囲を広げておく考えの方が、私もよろしいのではないかと思います。

○事務局

ありがとうございます。いただいた御意見を踏まえ、最終的に決定していきたいと思っております。

○澤野委員

計画の中身についてはいろいろ考えていただいていると思いますので、もう私の方からいいんですが、今後の5年間計画だと思うんですが、いろんな部局が絡んでいると思いますが、こうした計画はモニタリングがすごく弱かったりします。行政もPDCAサイクルでやっていく話になっているはずなんですが、やっているやっっているというだけで、効果的にやっっているかどうかということが、いつもいろんな計画を見ても出てこない。指標として、50パーセントする指標があるんですけど、各セッション、どの程度やっっていて、5年って結構長いと思うんで、見直しが各セッションに入ってくると思います。今回も人権3法が入っていなかったから対応したということですが、この計画5年間、これだから、もうこれ以上増えませんかという硬いものなのか、それとも柔軟にモニタリングしてチェックしてやっっていけるのかという辺り、あと各部局がやっってますはいいいんだけれども、ここはできてませんかということはないかないろんなモニタリングで出てきません。立場上そうなのかもしれないんですけど

ど、ただ、ここはできていないけれども、ここはできているという両面がモニタリングでは必要なんじゃないかと思っています。

いろんな計画のこういう会議に参加する機会が多いんですが、いつもいろんな場所で言ってるんですが、一向に変わらないなと感じています。

そのあたりどうなのでしょうね、PDCAサイクルあたりは。

○犬塚会長

要するに計画自体ではなくて、むしろその推進の体制のあり方ということでしょうか。

○事務局

人権会議の中で、この計画の110ページ以降に個別の指標を載せさせていただいていまして、これに関して、毎年、前年の個別指標の結果を報告させていただいています。それに関してですね、いろいろとまた御意見をいただいて、見直すというような形になっています。進行管理に関しましては、実施状況について、毎年度、人権会議に報告し効果的な推進に努めるとしております。

国内外の状況や社会的状況を踏まえて皆様の御意見を考慮して、必要に応じて、内容的も見直すべきところは直していくという考え方で進めていきたいと考えています。

○佐野委員

災害のところで、情報の発信なんですが、「正しく情報を発信」とありますが、どうしても知的障害の方、障害の方へは、わかりやすい情報を発信していただかないと響かないかなっていうのがあるので、わかりやすさということも入れてほしいと思います。

○事務局

運用に関して、特にわかりやすく正しくというあたりをしっかりと踏まえて進めていきたいと思います。

○犬塚会長

私は正しくわかりやすい情報の発信ということで、考えていければいいかなと思います。それでは、時間の関係もございしますが、他にぜひということがありますでしょうか。

では以上で、第1の議題に関して、終了とさせていただきますが、事務局におかれましては委員の方からも御指摘もありましたが、横の連携も重要だと思いますので、ぜひ関係各課と緊密な連携をとっていただいて、随時見直しを進めつつ、引き続き、各政策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(2) 静岡県人権啓発センター令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画(案)

○犬塚会長

それでは、続きまして第2番目の議題の静岡県人権センター令和2年度事業実績及

び令和3年度事業計画案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、静岡県人権啓発センターの令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画について説明いたします。時間の関係上、一つひとつの事業の御説明は省かせていただき、主な事業について御説明をいたします。資料2を御覧ください。

1 ページ目に、県民への人権尊重意識の県民への定着状況を記載しています。こちらについては、前回10月の会議で報告していますが、静岡県人権施策推進計画の総合指標である「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合は、県政世論調査の結果でございしますが、目標の50%に対して、令和2年度は48.2%まで迫りました。以前は、若い世代ほどこの意識が低い傾向にありましたが、今回は、20歳代から50歳代という世代の意識が低く、(年々実績よりは下がっておりますが)20歳未満と70歳以上の世代は比較的他の年代よりも割合は高いという傾向が見られます。

一方、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合も全世代で減少している状況となっております。人権啓発は人の心に訴えるものであり、意識を向上させ続けることはなかなか難しい状況が見えます。

2 ページ目を御覧ください。人権週間を中心とした啓発活動です。

①「マスメディアを活用した啓発広報」としまして、藤枝出身の絵本作家マスカルシさんの切り絵による動物キャラクターをモチーフとしましたコロナ差別に対する啓発「はじめよう新しい心の様式」をテーマとした、ポスターの作成やテレビ・ラジオ、インターネット上のCMなどを実施いたしました。5頁のSTOP! 誹謗中傷の取組においても詳しく記載しておりますが、Youtubeからの動画再生数が成功の基準とされる10万回を大きく越える13万5千回余に上り、予算の制約から放送本数が限られるテレビCMを補ったと考えます。

②「人権に関する講演会等」ですが、人権講演会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止といたしました。

なお、12月22日に掛川市で開催予定でしたふじのくに人権フェスティバルにつきましても、同様に中止となりましたが、代替措置としまして、講師の掛川市出身のパラアスリートの山本篤選手の講話の動画を撮影し、参加予定の中学校や関係機関にDVDを配布するとともに、人権啓発センターでの貸出しを実施しております。

2 ページ下の、①研修関係ですが、例年同様、県内にある国、県市町等の公共機関や学校、企業、各種団体等の人権研修会等を支援するため、人権啓発指導員を講師として派遣する「出前人権講座」を実施しました。しかし、出前講座も、新型コロナウイルスの影響で特に上半期において申込キャンセルが相次ぎ、回数としては、前年度の3分の1ほど、受講人数も4割程度の実績となりました。今後は、県内の感染状況を見据えながら、あらためて学校や企業に働きかけていきたいと考えております。

3 ページを御覧ください。

県教育委員会と県幼児保育研究会との共催で、保育士・幼稚園教諭を対象とした「子どもの自尊感情を育むセミナー」や、「企業向けセミナー」で企業におけるハラスメント対策について講演を行いました。なお、「人権啓発指導者養成講座」につきましては、当初7月開催予定であったものを、令和3年1月に延期して、感染状況の様子を伺っ

ておりましたが、予想以上に感染状況が悪化したため、3日間の予定が、1日目のみの開催になりました。

4ページ②「STOP! 誹謗中傷」の取組については、庁内関係課で構成する『静岡県新型コロナウイルスに係る「STOP! 誹謗中傷」アクション対策チーム』として、人権相談に対応するほか、差別を許さず、誹謗中傷に同調しないことを内容とする県民へのメッセージなどの広報啓発活動に取り組みました。先程の人権週間の取組もその一環ですが、県内の各分野の方々からのメッセージ動画を作成し、ふじのくに Youtube チャンネルから発信して、7千回以上の再生数となりました。

新聞広告を利用して、主要5紙に県民に向けた知事からのメッセージを掲載したほか、県民だよりに複数回、お知らせ欄などに人権に配慮をお願いするメッセージを掲載、そのほかテレビやラジオの情報番組内での情報発信等を行いました。

6ページの相談窓口の手引は、「STOP! 誹謗中傷」チームの取組として、当センターも関与して相談窓口の手引を作成いたしました。相談機関の紹介や、削除要請の手順などを掲載して、相談の対応者に活用していただいております。

7ページの人権啓発センターにおける電話や面接等による人権相談については、コロナ感染症に関する電話相談などが増加し、2月末現在の実績で前年度の約2倍の件数に伸びております。

145件のうち、新型コロナウイルス感染症に関わる相談が53件ですが、誹謗中傷等の差別的対応を受けたという直接の被害に関する相談は数件に止まっている状況です。

様々な人権問題に関する相談のほか、家庭内や個人的悩み等、他の相談機関ではなかなか解決までに結びつかない相談も多く、時間も長時間にわたる場合もありますが、相手の立場を考え、相談が終了する際には、少しでも心の重荷が軽くなるような対応を心掛けております。

次に8ページを御覧ください。(4)①「啓発教材の貸出」につきましては、特に学校へのDVD等の映像資料や団体への映像、図書等の貸出が昨年よりも増加しております。

9ページ(5)「市町への支援」については、市町における人権啓発の取組を促進させるために、「法務省の地域人権啓発活性化事業」を12市町に委託しました。また、「県単独の交付金」も8市に交付しました。こちらに関しても、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた取組が実施できない市町が複数ありました。

以上が令和2年度の事業実績の概要ですが、コロナ感染症に伴って、集客型の啓発手法の課題などについて、その対応にも考慮しつつ引き続き、新年度において啓発活動を実施してまいります。

続きまして、令和3年度の事業計画についてご説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、来年度は改定した人権施策推進計画に基づいて人権啓発を進めてまいります。計画の目標である「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県となっている」と感じる割合が50%になるよう施策を推進してまいります。

(2)①「計画の上位計画である県の総合計画における活動目標」としては、「人権啓発講座等参加者数毎年度3万人」及び「人権啓発指導者養成講座参加者数毎年度125人」を引き続き、達成できるよう進めてまいります。

具体的な人権啓発の取組については、(2)③以降に記載してございますが、人権啓

発は、継続して、繰り返し実施することが重要だと考えておりますので、内容は令和2年度と大きくは変えておりませんが、変更になるところについて説明いたします。

講演会やセミナーなどの催しに関しましては、オンラインでの実施を検討しまして、オンラインの対応が難しい方を対象に、集客を一定数に絞って開催する方向で考えております。

ふじのくに人権フェスティバルは静岡市（静岡市民文化会館）を会場に中学校も、静大付属中学校の参加をお願いしております。

2 ページ目の人権啓発指導者養成講座についても、オンライン併用での開催を予定しております。

次に、3 ページの（3）を御覧ください。改定いたしました人権施策推進計画について、ホームページでの公開や冊子の印刷配付を通じて広く県民に周知してまいります。

以上が令和3年度事業における変更点になります。それ以外の事業につきましては、令和2年度と変わらず実施していくこととしております。説明は以上となります。

○犬塚会長

では、ただいまの説明に関しまして、皆様方から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○鈴木委員

コロナ禍でいろいろなイベントですとか、講座がどこもできなくなっているの、オンラインの併用という形でぜひとも進めていただきたいです。私達もオンラインもやりましたが、コロナが終わったらやめてしまうのかということがありますが、オンライン化することで今までは出られなかった人が、その講座を受講できたり、例えば子育て中で赤ちゃんがいるので、今までは人権の養成講座に出たいけれども出られなかったというような方が、きっといると思うんですね。そういう方たちもオンライン化することで、参加できるので、全部は予算等もかかり大変だとは思いますが、うまく併用できることがよいと思いました。

それから、今年のふじのくに人権フェスティバルの山本選手の講演が、動画でDVDになっているという話で、私も見てみたいと思ったんですけど、DVDを借りるところまでがすごく大変です。

それからホームページで、借りるためには所定の様式をダウンロードしなくてはならず、そこまでが大変で、その書類に行き着くまでとても大変です。ですので、もっと簡単に借りられるようになっていくとよいと思います。

せっかく、ユーチューブでものすごい10万、13万回という再生があり、たくさん来てくださってることもあるので、山本選手のDVDやこれからのいろいろな講演会も、何かチョイスして、ユーチューブで話せるようにしたら、若い人たちは多分、DVDのプレイヤーすら持っていないので、簡単にユーチューブで見るということになるので、そんなにきっちりとした素晴らしいものでなくても、テレビ局がつくるようなものじゃなくてもよく、ライブ感があっていいと思います。

その講演が聞けるとか、その人が訴えたいようなことが聞けるような、配信をしていただきたいと思えますし、山本さんの講演もユーチューブで流す予定があるのかど

うか、お聞きしたいです。

ただ年配の方とか、スマホを見るのがちょっと難しいという方がいらっしゃるので、アナログで取り寄せができるようにしていることも大事だと思いますが、いろいろな方法から、アプローチできるとよりその中で見ていただけたらと思いますし、若い方にも見ていただけたらなればすごくよいので、このライブラリーの中にも見てみたいなというものがあると思うので、そういう働きかけをしていただけたら嬉しいと思います。

○事務局

今までは、現地にその時間に来ていただかないと、ちょっとお話しなどが見れない講演について、リモート方式で行うことで、時間なども考慮すると都合のいいところで見ることができるとなれば、平日お仕事をしてらっしゃる方などにも見ていただけるような可能性がありますので、コロナが収束したとしても、この方式が広まって続けていければと考えています。まだスタートにも立っていない状況ではありますが、頑張っていきたいと思っております。

DVDのお話しなんですけど、まず最初はですね、ユーチューブでの配信も検討していましたが、最初の時点で、特に字幕や手話の手配に配慮が欠けていたこともあり、聴覚に障害のお持ちの方については見ることでできない状況となってしまっています。そのため、今回はユーチューブを断念したということがあります。この建物にも聴覚障害者の情報センターがございますので、今後は事前にそのあたりも踏まえて、動画の配信を進めたいと思っています。話に聞きますと、既にできたものに手話を入れることは非常に難しいし、お金もかかるというようなこともありましたので、我々もちょっと慣れない中で手探りで進めている部分もございますので、一つひとつ勉強をしながらと考えていますので、またお気づきの点がありましたら、お教えいただければと思います。

○犬塚会長

他にはいかがでしょうか。

1点だけちょっと私からなんですけど、これは意見ということではなくて、これからの推移を見ていく上で、御注意いただくことが大事かなということですが、資料2の1ページ目の指標について、今回新たに文言も変わって、目標値も50パーセントということで、それはいいと思いますが、その具体的な年代別の表は、下の方に載っておりますね。先ほどの御説明で、例えば令和2年度は48.2パーセントということで県政世論調査ですか、そちらの結果について、この数値を引き上げてる要因を見ると、全体別に見ると明らかに70代の高齢者の方もそうなんですけど、やはり若い世代ですね、特に18歳19歳という20歳未満の方の数値が高い、これはこれでももちろんいいことだとは思いますが、その右側の方も「そう思わない」、「どちらかというとそう思わない」という数値について、元年度、2年度とも18歳、19歳の方々は、ゼロなんです。これは、もちろんそういうふうに関心を感じておられる方が、その通りに答えたということは結構ではないかという考え方もあるんですけども、私はある意味、統計的な立場から見ると、これは逆に心配な数字ではないか、つまりこれはその人たちが人権問題なんて静岡には何もないというふうに関心を感じていると言った場合に、これ現

実社会の実情を、単に若い世代がよく知らないだけではないかと思うのです。そういうことが、かえって反映してるというきらいがあるのではないかということは、私のたぶんに懸念するところです。だから、これはゼロですから大変いいですねでは済まされなくて、逆に、むしろもっともっと若い世代10代というような年代の方々に対して、今の静岡県あるいは日本全体、世界でもそうなんですけど、人権問題というものが、実は厳然と存在していて、そこにはまだまだ改善しなくてはいけない課題がありますよということの啓発自体が不足しているためにこういう数字になってるという可能性を十分配慮しなくてはいけないと思います。ですからこれは逆に、むしろ若い世代に対して本当に、正確な情報の提供、課題の明示、そしてそれに対する啓発をちゃんとやっていくということが、実は求められているのではないかと思います。ちょっと気になりますので、それはぜひ意識していただいて、取り組んでいただきたいという要望でございます。

○根本委員

わかればなんですが、18歳、19歳の標本数はいくつぐらいなのでしょう。多分他の年代より少ないところが、やっぱりゼロという数字にかなり貢献しているように思います。

○事務局

具体的な数値で何人というものは手元にありませんが分母として、20歳未満の回答は少ないと聞いています。そのため、極端な数字が出てしまっているのかもしれませんが、まさに会長から御指摘がありましたように、ゼロだからいいということではなく、むしろちょっと関心がないのかもしれないので、その辺りは十分に配慮しながら今後の若い人などに対する啓発を考えていく必要があると考えます。

○犬塚会長

他に、特に何か皆さん方からございますでしょうか。

では、議題2の人権啓発センターの令和2年度事業実績及び令和3年度の事業計画案について、終了いたします。予定しておりました議題は、これですべて終了したわけですが、何か他に特にございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、第2回静岡県人権会議を閉会いたします。